

令和6年8月1日から

带状疱疹ワクチン

予防接種費用を一部助成します！

対象者

接種日時点で
垂水市内に
住民登録がある

50歳以上の方

費用の助成はいずれかのワクチンで、**生涯に1度限り**です。
ワクチンは2種類あり、接種回数に違いがあります。

不活化ワクチン（2回接種）

1回あたり助成額

最大 **15,000円**

生ワクチン（1回接種）

1回あたり助成額

最大 **5,000円**

※医療機関が定める接種料金から、助成金額を差し引いた額をお支払いください。

※接種料金は医療機関により異なりますので、事前にご確認されたうえで接種してください。

带状疱疹とは？

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の病気です。水ぼうそうが治った後も、ウイルスは体内（神経節）に潜伏していて、加齢やストレス、過労などで免疫機能が低下すると、ウイルスが再び活性化して、带状疱疹を発症します。50歳代から発生率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症するといわれています。带状疱疹ワクチンは、予防接種法に基づかない接種（任意接種）です。接種にあたっては医師の診察・説明を受け、予防接種による効果や副反応等についてご理解いただいた上で、接種を判断してください。

助成を希望される方は、**事前申請が必要**です。

必ず保健課まで問い合わせてください。



※令和6年4月1日から令和6年7月31日までに接種された方は保健課へご連絡ください。

問い合わせ先：垂水市保健課 健康増進係

時間：平日8:30～17:15 TEL：0994-32-1116（直通）

詳しくは
ホームページを
ご確認ください



お手続きの流れ

本市に事前に「申請書兼同意書」を提出

事前申請が
必ず必要

【申請方法】

- 保健課窓口で申請（窓口にて申請書兼同意書を記載）
- 郵送にて申請（ホームページより申請書兼同意書をダウンロード後、記載し保健課まで郵送してください。）
- Webで申請（詳しくはホームページをご確認ください。）

垂水市WEBサイト
【申請書兼同意書】



市より「対象者証明書」を受けとる

※市外医療機関にて接種する場合は、「依頼書」を受けとる



市内医療機関にて接種する場合

市外医療機関にて接種する場合

① 医療機関に予約

「対象者証明書」を医療機関に提出

- 池田温泉クリニック 32-6161
- 桑波田診療所 32-0002
- 相良整形外科 31-3081
- 垂水中央病院 32-5211
- 東内科小児科クリニック 32-5522
- ふくまる皮膚科クリニック 32-7771
- よしとみクリニック 45-4215



① 医療機関に予約

「対象者証明書」
「依頼書」を医療機関に提出

② 接種後のお支払い

医療機関窓口で接種料金の全額をお支払い後、保健課へ助成申請を行い審査後助成額を支給

② 接種後のお支払い

医療機関窓口で

接種料金から助成額を引いた自己負担分をお支払い

(例) 接種料金が25,000円の場合
25,000円 - 助成額15,000円 = 自己負担分10,000円

申請期限
接種月の
翌月末まで

③ 保健課への申請時の必要書類

- (1) 垂水市带状疱疹予防接種助成金償還払い申請書
(垂水市WEBサイトまたは、本市窓口にてお渡しします。)
- (2) 医療機関の領収書の写し
- (3) 本人確認書類の写し
- (4) 接種済み証明書の写し
- (5) 振込口座の写し

垂水市WEBサイト
【償還払い申請書】

